

## 議案第62号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年6月6日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第8項第2号中「4分の3」を「5分の4」に改め、同項第3号中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に改め、同項第4号中「附則第15条第16項ただし書」を「附則第15条第15項ただし書」に改め、同項第5号中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同項第6号中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同項第7号中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同項第8号中「附則第15条第24項第3号」を「附則第15条第23項第3号」に改め、同項第9号中「附則第15条第25項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項第10号中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項第11号中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第26項第1号」に改め、同項第12号中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同項第13号中「附則第15条第27項第3号」

を「附則第15条第26項第3号」に改め、同項第14号中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同項第15号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同項第16号中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同項第17号中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項第18号中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同項第20号を同項第21号とし、同項第19号を同項第20号とし、同項第18号の次に次の1号を加える。

(19) 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合 4分の3

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第5号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 川崎市市税条例の一部を改正する条例（令和3年川崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち川崎市市税条例附則第8項（見出しを含む。）の改正規定中「同項第20号」を「同項第21号」に改める。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を定めること等のため、この条例を制定するものである。